

藤原助信と信濃の湯

西山秀人

はじめに

藤原定家の息為家の編となる『統後撰和歌集』には、次の一首が収められている。

藤原助信しなのへゆあみにまかりける時、御衣たまはすとて 天曆御製

①唐衣なれぬる人のわかれにはそでこそぬるれかたみとも見よ⁽¹⁾

(統後撰集・羈旅・1275)

藤原助信は歌人として知られる藤原敦忠の息男、村上朝には五位蔵人、右近衛少将として活躍し、円融朝には内蔵頭まで至った人物である⁽²⁾。詞書からは、助信が信濃へ湯浴みに赴く際、村上天皇が御衣を下賜し、御製を詠み贈っていることが知られる。助信の信濃下向については、壬生忠見の家集『忠見集』にも、

右馬助すけのぶの朝臣、しなのゝのゆにまかるに

②あしひきのやまくるしくてくださるともくだりて山はひとりこえなむ

(忠見集 I・131)

と記されていることから、湯治のために信濃へ赴いたことは確かなのであろう。実際、平安時代の貴族たちが但馬（城崎温泉）、有馬などの温泉にしばしば出向っていたことは諸書により知られるところである。しかしながら、信濃国の湯泉については前掲二例のほか、『日本書紀』⁽³⁾に登場する「束間の湯」を訪れた源重之の歌、

修理大夫これ^惟だ^忠しなののかみにはべりける時ともにまかりくだりて
つかまのゆをみはべりて源しげゆき

③いづるゆのわくにかかれるしらいとはくる人たえぬものにぞありける

(後拾遺集・雑四・1061／重之集・140)

を見いだす程度である。もっとも重之の場合は応和元年(961)信濃守に任官した源惟正に同行したものであり、湯治を目的に信濃へ下向したわけではなかった。助信のように湯浴みのためだけに信濃へ下るするケースは、当時でも珍しいといつてよい。

ではなぜ、助信はあえて信濃の地を選んだのであろうか。また、「信濃の湯」とは具体的にどの温泉を指すのであろうか。小稿ではその点をめぐって検討を及ぼすことで、助信の伝記的事項に若干の補訂を施すとともに、当時の温泉利用の実態についても考えてみたいと思う。

1. 天曆御製と忠見歌の諸問題

藤原助信の信濃下向を伝える資料は管見に及ぶ限り上掲①・②を挙げるにとどまるが、実のところ両者の本文には問題がないわけではない。まずはそれについて確認の作業を行なっておきたい。

①は『続後撰集』のほか、

(a)からころもなれぬる人のわかれには袖こそぬるれかたみともみよ

(村上御集・126)

のように『村上御集』にも収められているが、該集では後半の勅撰集入集歌群に位置し、しかも詞書を欠いている。おそらく『続後撰集』からの増補とみてよからう。

また、当該歌は、

しなのになりてくだりける人に、おほんなほしたますとて

天曆のみかどのおほみうた

(b)から衣なれぬるひとのわかれ〔 〕はそでこそぬるれかたみとも見よ

(秋風集・離別・982)

の詞書で『秋風集』にも採られているが、ここでは助信の名は記されていない。しかも、信濃守として下向する人物に天皇が御衣を下賜したとされ、湯浴みについての言及もない。おそらくは『統後撰集』に見るような詠作事情が変容したものではなからうか。

さらに、当該歌は『清正集』にも見えているが、

また、こと人に

(c)から衣なれにし人のわかれにはそでこそぬるれかたみともみよ

返し

かたみにはなくさむやとてから衣きるにしもこそぬれまさりけれ

(清正集・52・53)

のように贈答歌となっている。詞書中の「また」は二首前の詞書「るなかへゆく人に、ものなどやるとて、こうちぎのたもとに」(50)を承けたもので、該歌は清正が「こと人」に詠みおくれた餞別歌ということになる。とすると、『清正集』と『統後撰集』とではどちらに信憑性が認められるかが問題となつてこよう。上掲②の例が存在する以上、助信が信濃へ下向したことはおそらく事実なのであろうが、一方の『清正集』には返歌まで収められており、しかもその応酬には不自然な点が見られない。『清正集』で読む限りにおいては、当該歌は清正の詠と考えざるを得ないようである。

ちなみに、当該歌を表現面から見ると、『伊勢物語』東下りでも知られる「唐衣きつつなれにしつましあればはるばるきぬるたびをしぞ思ふ」(古今・羈旅・410・在原業平)を踏まえ、「唐衣」「別れ」「形見」「濡る」を詠み込んでいるが、こうした用語表現は、

ものへゆく人にきぬやるとて

(d)もろ友にをしむ別もから衣かたみばかりぞ先そおちけるほ(兼輔集 I 94)

天曆御時、御めのと肥後がいではのくにくにくだり侍りけるに、せんたまひけるに、ふちつぼよりさうぞくたまひけるにそへられたりける

(e)ゆく人をとどめがたみのから衣たつよりそでのつゆけかるらん

(拾遺集・別・三二一・読人不知)

など、同時代の餞別歌からも見出されるものである。ことに(d)「もろともに」の一首は清正の父兼輔の詠となることから、清正が(d)を念頭に置きつつ餞の歌として(c)をものした可能性もあろう。秋間康夫氏は(c)について「村上天皇の御製と考えた方が穏当であろう」⁽⁴⁾とされるが、むしろもともとは清正の歌であったと考えたほうが理解しやすい。それが村上天皇の周辺に流布するところとなり、天皇は助信の信濃下向に際して清正歌を借用して助信への餞別歌にあてたのではなかろうか。『続後撰集』が天曆御製として採歌しているのは、このような詠作事情が何らかの形で伝わり、撰集資料に取り込まれたものと推察したい。

以上の考察より、①に掲げた『続後撰集』の詞書内容はひとまず信用してよさそうであるが、では②の『忠見集』についてはどうであろうか。

上掲②の本文は西本願寺本三十六人集によっているが、別系統の書陵部蔵510・12「御所本三十六人集」では次のような本文である。

(f)あしひきのやまくるしくてくたるとものほりてさかは人もこえなむ

(忠見集 II・1)

該本では巻頭歌に置かれてはいるものの、要となる詞書を脱しており、下句には異同がある。本文的には②に掲出した西本願寺本のほうが原態に近いとみられ、それに従って歌意をとると「山を越えるのがつらくて、ようやく下っても、山は一緒に下って来て一人で越えていくのでしょうか。(いつまでも山が尽きない旅になりそうです

ね)」のようになろうか。信濃は険峻な山々がそびえる土地という前提のもとに詠まれたものと思いが、餞別歌としては風変わりな趣向といわざるを得ない。あるいは詞書と歌とが対応していない可能性も否定できないが、現時点ではこれ以上の手がかりを得ない。なお、当該歌は歌仙家集本系統には不載である。

ところで、②の詞書によれば助信の信濃下向は右馬助在任中のこととなるが、残念ながら右馬助の任日については不明とせざるを得ない。しかし、諸記録を博捜してみると、その手がかりとなる資料をいくつか見いだすことができる。次節では助信の右馬助在任の期間について考察を及ぼし、信濃下向の時期を特定してみたい。

2. 信濃下向の時期

助信が信濃を訪れた時期をめぐって、榎野廣造氏は右馬助を右少将以前の官職と見て「天暦年間のことであろう」⁶⁾とされ、また秋間康夫氏は助信が念人として列席した天徳四年(960)内裏歌合において「蔵人少将助信」とあることから、「天徳四年以前」⁶⁾と推定されている。大まかな把握としては首肯できるが、新たな知見を得ている現在においては、今少し年時を絞り込むこともできそうである。

まず、天暦期における助信の官途であるが、『九暦』天暦四年五月廿九日条には「終日雨、中使蔵人右衛門尉助信来」とあり、天暦四年(950)五月には助信が「蔵人右衛門尉」の職にあったことが知られる。また、『貞信公記』天暦二年正月廿六日条には「中使助信賜御書並受領功過勸文等」とあり、助信が勅使として御書および受領功過勸文を持参したことが見えている。同文には「蔵人」の記載はないが、『貞信公記』では中使が蔵人である場合、その職名を省略することが多い。たとえば同記天暦二年正月四日条の「中使随時朝臣来、賜御書並諸国司等功過所司勸文等」は、蔵人頭であった平随時^(平)についての記載だが、やはり職名は省かれている。随時の任務が上掲廿六日における助信のそれとほぼ同様であることを鑑みると、助信は天暦二年(948)当時すでに六位蔵人に補せられていたのではなかろうか。助信は六位蔵人となってから間もなく右衛門尉を兼任したものと推測されよう。

とすると、右馬助任官は右衛門尉の前後いずれかになるわけだが、右衛門尉は従六

位上、右馬助は正六位下相当官である。しかも天慶七年（944）五月以降天曆四年十月以前においては伴仲舒の右馬助在任が確認されること⁷⁾を勘案すれば、右衛門尉任官以前に右馬助の職に就いていたとは到底考えられない。一例を挙げると、延長八年（930）七十五歳で薨去した参議源悦は、仁和元年（885）正月十六日に右衛門大尉、同二年二月廿五日に左衛門大尉に任ぜられ、寛平四年（892）五月廿三日に右馬助に着任している⁸⁾。助信の場合もこれと同様、右衛門尉を勤めた後に右馬助へ転じたとみるべきである。

ところで、六位蔵人の任期は六年であり、助信はおそらく天曆七年（953）頃には蔵人を辞していたことであろう。蔵人と右馬助の兼任は先例がないので、おそらく蔵人を辞してから右馬助に転じたものと思われる。したがって、右馬助の任日についてはその上限を天曆七年と推定してもよさそうである⁹⁾。なお、『九曆』天曆七年十月二十八日条¹⁰⁾には「申二尅蔵人右衛門尉藤原茂樹来陣頭、召上達位」とあり、藤原茂樹が助信と同様、蔵人右衛門尉の職に就いていたことが知られる。衛門尉の定員は左右各2名とあるものの実情はそれ以上であったため、助信の右馬助任官を示唆したものかにはわかには判断しがたい。あくまでも傍証として挙げておきたい。

では、助信はいつ頃まで右馬助の職にあったのだろうか。『九曆』天徳元年三月十四日条には「召左少将^(補)隆平、右助信^(藤原)給之」とあることから、助信は天徳元年（957）三月には右近衛少将に就いていたことが知られる。同職は正五位下相当官であるから、おそらくそれ以前に叙爵していたのであろうが、その裏づけとなる資料を探せない。したがって、下限については現時点では天徳元年三月以前としておくほかなさそうである。

如上を勘案すると、助信が右馬助の職にあったのは長く見積もっても天曆七年頃より、右近衛少将在任が確認される天徳元年三月までの間と推定される。この推察に蓋然性が認められるならば、助信の信濃下向はまさにその時期に限定されることとなる。その後、助信は天徳二年には五位蔵人に補せられたようで¹¹⁾、同三年内裏詩合、翌四年の内裏歌合では方人、念人として列席。とくに後者では「蔵人少将」として壺前裁の設営に携わり¹²⁾、披講の際には洲浜の覆を掲げる¹³⁾などの活躍を見せることになる。

それにしても助信はなぜ湯治の地に信濃を選んだのであろうか。次節ではその点について考察を進めてみたい。

3. なぜ「信濃」なのか

ここで今一度①・②の詞書を挙げておきたい。

①藤原助信しなのへゆあみにまかりける時、御衣たまはすとて（続後撰集）

②右馬助すけのぶの朝臣、しなのゝのゆにまかるに（忠見集）

②の「信濃の湯」は『八雲御抄』に見える「信濃の御湯」¹⁴のことかと考えたくもなるが、①との比較からすれば固有名詞ではなく「信濃国にある温泉」の意ととるのが穏当であろう。信濃国の温泉で、当時においてその所在が確認されるのは上掲③の重之歌に見える「束間の湯」を見るに過ぎない¹⁵が、これとて都人の間ではさほど有名な温泉であったわけではなかろう。当時の貴族たちは、

たじまのくにのゆへまかりける時に、ふたみのうらといふ所にとまりてゆ
ふさりのかれいひたうべけるに、ともにありける人々のうたよみけるついでによめる
ふちはらのかねすけ

(g)ゆふづくよおぼつかなきを玉匣ふたみの浦は曙てこそ見め

（古今集・羈旅・417）

宮のすけかねたゞの、たちまのゆへくだるに、ぬさたまはすとて、あしで
に

(h)たちまぢのたむけの神もしらずしてうらにきりたつたびのぬさかな

（忠見集Ⅱ・38）

たちまのくにのゆにはべるみちに、むすぶのうらといふところにて、人々
歌よみ侍りしに、いそぐことはべりて

(i)たちかへりとくといそげばさしてこしむすぶのうらのかひもなきかな

（能宣集Ⅰ・209）

四月つごもりばかり、ありまのゆにまかりたりしに、ほとゝぎすのなき侍

りしよし、ますひとに

(j)きゝすてゝきみがきにけるほとゝぎすたづねにわれやゝまちこえまし

(能宣集 I・288)

兵衛のかみともよりが、ありまのゆにまかりたりけるが、ほとゝぎすのは
つねをなんきゝしと申侍しかば

(k)ほとゝぎすありまのやまを君ひとりこゆときゝせばゆかましものを

(兼澄集 II・84)

のように、但馬、有馬など近場の湯治場へ出向くのが一般的であったようである。中には、

源のさねがつくしへゆあみむとてまかりけるに、山ざきにてわかれをしみ
ける所にてよめる しろめ

(l)いのちだに心になふ物ならばなにか別のかなしからまし

(古今集・離別・387)

みまさかの国にてかつまたのゆを

(m)この山やみちのかぎりと思へどもかつまたのみゆとをき也けり

(歌仙家集本忠見集)

女にものをいひそめてほどもなく、いよのゆにまかるとて、かはじりより

(n)なみたらぬころものそでのうらなれてよものはまかせなにならぬ哉

(兼澄集 I・44)

十月ばかり、いよのゆへかねずみゆくに、これかれむまのはなむけするに、
月だにいでばといそぐに

(o)冬のよの月とともにひこぎづべきふなちのかぜはのどけからなん

(輔親集 I・135)

のように、筑紫⁽¹⁶⁾、美作、伊予⁽¹⁷⁾などの遠国まで出向く場合もあったが、いずれも西国に集中している。如上の傾向は「東間の湯」をはじめとする信濃の温泉が、貴紳の

湯治場としてほとんど認知されていなかったことを示唆していよう。ではなぜ助信は信濃の地を選んだのであろうか。

その理由としてまず考えられるのは、助信が古来有名であった「東間の湯」に入らんがために信濃へ下向したのではないかということである。③の重之歌に「来る人絶えぬものにぞありける」とうたわれているように、当時の「東間の湯」は地元の湯治客でにぎわっており、『宇治拾遺物語』によれば「万の人の浴みける薬湯」⁽¹⁸⁾であったという。もっとも、①・②の詞書には温泉名は記されていないが、当時の国府が松本市惣社の信濃惣社に置かれ、「東間の湯」が現在の美ヶ原温泉付近にあったと想定すれば⁽¹⁹⁾、国府から2kmに満たない距離にあった「東間の湯」を比定しておくのが穏当ではなかろうか。

ちなみに、『二中歴』『体源抄』によれば助信は管弦の名手とされており、その邸宅も「池、遣水、山などありて、いとをかしう造りたてて」（栄花物語・四）あったことを勘案すると、風流貴紳であった父敦忠の血脈を承け嗣いでいるようである。そうした人物ゆえ由緒ある古湯であった「東間の湯」で湯治を試みようと思いついたのではないか。

しかし、名湯を訪れたいだけの理由であれば、筑紫や伊予の温泉でもよいはずである。助信が信濃の湯へ赴いた理由はそれではなかろう。

前節で推定したように、助信信濃下向の時期を天曆七年（953）から天徳元年（957）頃までの間に求めると、当時の信濃国守は歌人としても知られる源信明であった。信明は源公忠の息で、蔵人、式部丞、若狭守を経て天曆七年正月二十九日に信濃守に任ぜられている⁽²⁰⁾。助信が信濃を訪れた際にはおそらく信明も国衙で暮らしていたものと思われる。助信の信濃下向は、信明が信濃守として在任していたことと何らかの関係があるのではなかろうか。

残念ながら助信と信明との親交を裏付ける資料は現時点では探すことができない。だが、助信の父敦忠が朱雀朝の承平五年（935）二月から天慶二年（939）八月まで蔵人頭の職にあったことは注意されてよい。信明の父公忠もまた朱雀天皇が即位した延長八年（930）十一月より承平七年（937）正月まで五位蔵人を勤めていたからである。さらに公忠は自ら蔵人を辞す代わりに、息男信明を六位蔵人に任官させている。信明

は天慶五年三月まで蔵人を勤め、その後若狭守に任官している⁽²¹⁾。このように見ていくと、公忠は約二年間、信明は二年半以上、父子ともに蔵人頭敦忠の下で働いていたことが判明する。信明からすれば、助信は父親のみならず自分の元上司の息男ということになる。助信と信明が接点を持っていたとしても、さして不思議ではなかろう。

さらに、『九曆』天曆四年五月廿五日条に「中使蔵人中務丞^(源)信孝来、問夜来動静」とあるように、助信が六位蔵人として活躍していた天曆四年(950)には、信明の弟で後に鎮守府將軍となった源信孝も同職にあった⁽²²⁾。増淵勝一氏は信孝が六位蔵人となった任日を天慶九年(946)四月、村上天皇即位の折と推定⁽²³⁾されるが、今少し後のこととみても2～3年ほどは助信とは同僚の間柄であったろう。敦忠と公忠・信明父子との関係を考えれば、蔵人在任中はもとより辞任後も二人の間に交誼があったとみても的はずれではなさそうだ。おそらく、助信の信濃下向に際しては、信孝が兄信明と助信との間を取り持ち、コーディネーターとしての役割を果たしたのではないだろうか。

おわりに

小稿では①・②の和歌を例に引きつつ、平安時代中期の官人藤原助信が信濃へ湯浴みに赴いた理由について考察を試みた。その結果、以下のことが結論として指摘された。

1. ①は『清正集』にも重出しており、返歌も載せられていることから、もとは清正の歌であったと考えられる。それが村上天皇の周辺に流布し、天皇は清正歌を借用して助信への餞別歌としたのではないか。
2. 助信の信濃下向は、②の詞書を信じれば彼が右馬助在任中のことである。その時期は六位蔵人を辞したとみられる天曆七年以降、右近衛少將の在任が確認される天徳元年三月以前と推定される。
3. 「信濃の湯」とは古来有名であった「東間の湯」を指すのではないか。
4. 助信が湯治に際して信濃の湯を選んだのは、風流人ゆえ由緒ある古湯「東間の湯」に興味を抱いたからではないか。

5. しかし、それだけではなく当時源信明が信濃守として下向していたことも関係していよう。助信の父敦忠は朱雀朝において蔵人頭を勤めたが、公忠・信明父子は蔵人として敦忠の下で働いた経験を持つ。また、助信が六位蔵人在任中であった天曆四年には、信明の弟信孝も同職にあった。二人の間には交誼があったと推察され、助信の信濃下向に際しては、信孝が信明と助信との間に立って何くれと働いたのではなかろうか。

父敦忠とは対照的に、助信は和歌をもって心の内を披瀝するようなタイプではなかったようだ。現存する彼の歌作は、応和二年（962）五月四日庚申内裏歌合の出詠歌「夜もすがら待てど聞こえぬほととぎす今日ぞあやめのねにもなりぬる」（9）と、助信が備中守として下向する際に贈られた冷泉院御製²⁹に対する返歌「君ひとり惜しむ思ひにくらぶれば八十氏人の手向なにぞも」（新統古今集・離別・910）を見るのみである。

しかし、管弦の名人として活躍し、趣向を凝らした作庭を行うなど、風流才子としての素養は培われてきたのであろう。そうした人物であれば、「あたら夜の月と花とをおなじくはあはれ知れらん人に見せばや」（後撰集・春下・103）の名歌を詠じた源信明を訪ねつつ、信濃の名湯「束間の湯」で湯浴みを試みたとしてもさして不思議はあるまい。助信の湯浴みの旅は、平安貴族たちの名所歌枕に対する憧憬や、中央と地方を繋ぐ人的ネットワークのあり方を湯煙の彼方に映し出しているようでもある。

注

- (1) 以下、和歌の引用に際して、勅撰集・私撰集は『新編国歌大観』（角川書店）、私家集大成は『私家集大成』（明治書店）に拠る。ただし、私に清濁を施し、一部表記を改めた箇所がある。
- (2) 藤原助信の伝記については、榎野廣造氏「藤原敦忠の子供たち」（『平安文学研究』75輯 昭61・6）に詳しい。なお、助信の没年について角田文衛編『平安時代史事典』（平6 角川書店）および『国書人名辞典』（平10 岩波書店）は、いずれも『大日本史料』第一編之十一と同様康保三年（966）五月十六日とする

- が、槇野氏が考証されているように「天禄三年時までは確実に存生していたとみるべき」であろう。助信の息男相如の歌に「くらのかみのぶくぬぎし日／ふちごろもはつるゝそでのいとよはみなみだのたまのぬくにみだるゝ」（相如集・9）とあるのは、父助信が内蔵頭在任中に薨じたことを示唆していよう。
- (3) 「壬午に、輕部朝臣足瀬・高田首新家・荒田尾連麻呂を信濃に遣して、行宮を造らしむ。蓋し、東間温湯に幸さむと擬ほすか。」（日本書紀・卷二十九・天武十四年冬十月十日条）。
- (4) 「清正集考」（『同朋国文』14号 昭56・3、『拾遺集と私家集の研究』平4 新典社所収）
- (5) 注(2)参照
- (6) 「壬生忠見とその家集」（『日本大学人文科学研究所研究紀要』18号 昭51・3、『拾遺集と私家集の研究』平4 新典社所収）。
- (7) 『九曆』天慶七年五月五日条、天慶九年十一月八日条、天曆四年十月八日条には「右馬助仲舒」と見える。なお、古記録の検索に際しては東京大学史料編纂所データベース (<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>) を活用させていただいた。
- (8) 『公卿補任』延喜十九年条。
- (9) 市川久氏編『藏人補任』（平1 続群書類従完成会）天曆九年条では、『源語秘訣』所引『吏部王記』天慶九年九月十日条の「藏人右衛門尉中原助信」について「天慶トシ、藤原ヲ中原トスルハ誤ナラン」と注しているが、年時記載そのものの信憑性も問われるところであり、ここでは採らない。
- (10) 当該記事は内裏菊合の次第を詳細に記したもので、藏人所が中心となって本菊合を経営していることが知られる。工藤重矩氏「藏人所の文学的活動について—宇多・醍醐・村上朝を中心として—」（『国語と国文学』49巻6号 昭47・6、『平安朝律令社会の文学』平5 ぺりかん社所収）参照。
- (11) 注(9)『藏人補任』の推定による。同書が指摘するように『職事補任』の「応和二年」は「天徳二年」の誤であろう。
- (12) 「そのことは、藏人少将助信、おしなびてくぬぎのませにあをつづらして

すぎはらのやうにくみかけて、いしたてつつひろはせたまふ」(仮名日記乙)

- (13) 「右、講師源中将ひろまさ、すはまのおほひは蔵人少将すけのぶもたり」(仮名日記甲)
- (14) 『八雲御抄』には「しなのゝ御ゆ (なゝくり同_レ之。^(他))」とあり、「ななくりの湯」と同所と注するが、その根拠は不明である。拙稿「「ななくりの湯」小考」(『上田女子短期大学観光文化研究所所報』1号 平15・3) 参照。
- (15) 他に「犬飼の御湯」(拾遺集383/拾遺抄478輔相)について『八雲御抄』は「信のか」と注し、松本市浅間温泉が比定されているが、平安時代においてその所在が広く都人に知られていたとは考えがたい。
- (16) 『竹取物語』には「くらもちの皇子は、……朝廷には、「筑紫の国に湯あみにまからむ」とて暇申して」とある。筑紫の湯はおそらく『万葉集』(巻六・961)に見える「次田温泉」(武蔵温泉、現福岡県筑紫野市二日市温泉)であろう。
- (17) 『扶桑略記』天曆七年三月廿日条に「権少僧都明珍、申給官符、向伊予国温泉治病」とあり、権少僧都明珍が病気の湯治のために伊予の温泉(今の道後温泉であろう)に下向したことが記されている。
- (18) 『宇治拾遺物語』巻六「信濃国筑摩の湯に観音沐浴の事」。なお、『今昔物語集』巻十九「信濃国王藤観音出家語第十一」では「今昔、信乃国、ノ郡ニ、湯と云フ所有リ。諸ノ人「薬湯也」トテ、来テ浴ル所湯也」のように記されている。
- (19) 美ヶ原温泉裏山にある薬師堂の入口には、③の重之歌を刻んだ歌碑が建てられている。
- (20) 「三十六人歌仙伝」による。
- (21) 『蔵人補任』による。
- (22) 信孝は歌人源兼澄の父、鎮守府将軍に任ぜられたのは康保二年(965)。
- (23) 「源兼澄伝の再検討(上)」(『並木の里』25号 昭59・9、『平安朝文学成立の研究 韻文編』平3 国研出版所収)。ただし、『蔵人補任』天慶九年条では六位蔵人として藤原光忠・同守正・同扶樹、橘公輔の四名が挙げられおり、果たして村上天皇の即位と同時に蔵人に補せられたかどうかは疑問。

(24) 「藤原助信朝臣備中守になりてくだりけるに、承香殿より扇、ぬさなどた
まはせけるよしきこしめして 冷泉院御製／我にあらぬ人のたむくるぬさなれど
祈りぞそふるとくかへれとて」(新統古今集・離別・909)